

別記様式第1（第2条関係）

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 殿	東大安環第 232 号 平成 26 年 1 月 24 日
届出者 住所 東京都文京区本郷 7-3-1	
氏名 国立大学法人東京大学 学長 濱田 純	
(担当者： [REDACTED] 所属：(工)原子力専攻 電話： [REDACTED]	

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所 当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 茨城県那珂郡東海村白方白根 2-22 <ul style="list-style-type: none">・法律第26条に係る承認（設置の変更承認） 平成24年3月27日・法律第43条の3の2に係る承認（廃止措置計画の承認） 平成24年8月24日・法律第55条に係る承認（使用の変更承認） 平成24年8月17日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成26年1月17日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事及び東海村長
予定される要旨の公表の方法	ネット配信による要旨文の公表

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

(作成) 平成12年6月

(修正) 平成13年7月

平成14年6月

平成15年6月

平成16年6月

平成17年4月

平成19年8月

平成20年7月

平成25年3月

平成26年1月

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

目次

1. 目的等	1
1－1. 目的	1
1－2. 定義	1
1－3. 遵守	1
2. 組織	2
2－1. 原子力防災組織	2
2－2. 原子力防災管理者	2
2－3. 副原子力防災管理者	3
2－4. 原子力防災要員	3
2－5. 原子力防災要員に対する防災教育	4
2－6. 原子力防災委員会	4
3. 放射線測定設備等	5
3－1. 放射線測定設備の設置及び維持	5
3－2. 放射線測定設備により検出された放射線量の記録と公表	5
3－3. 放射線測定設備以外の設備と記録の公表	6
4. 原子力防災資機材及び緊急被ばく医療設備	8
4－1. 原子力防災資機材の備え付け	8
4－2. 原子力防災資機材の保守点検	8
4－3. 緊急被ばく医療設備	8
5. 防災訓練の実施	9
6. 通報及び経過の連絡	10
6－1. 通報に係る特定事象	10
6－2. 通報及び経過の連絡	11
7. 応急措置の実施とその報告	12
8. 緊急事態応急対策の実施	14
9. 原子力災害事後対策の実施	15
10. 緊急事態解除宣言後の措置	16
11. 他の原子力事業者への協力	17
12. 書類又は図面の整備	18
13. 原子力事業者防災業務計画の修正ないし改訂 (作成日及び修正日)	19
別表 1	20
別表 2	21
別表 3	22
別表 4	23
別図 1	24
別図 2	25
	26

参考資料

資料 1. 敷地内建家配置に関する図面

資料 2. 保安規定抜粋

- ・原子炉施設保安規定抜粋

- (危機対策管理委員会、緊急措置命令、緊急作業団)

- ・核燃料物質の使用に係る保安規定抜粋

- (緊急措置命令、緊急作業団)

資料 3. 危機対策管理委員会規程抜粋

資料 4. 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）写し

資料 5. 原子力災害対策特別措置法関連様式一式

1. 目的等

1-1. 目的

この原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第7条第1項の定めに基づき、東京大学大学院工学系研究原子力専攻（以下「専攻」という。）に係る原災法第2条第1項第3号口並びにへに規定される原子力事業者として、専攻に設置された原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）並びに実験用核燃料物質使用施設（以下「使用施設」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定め、もって専攻に係る原子力災害の予防等に関する原子力事業者としての義務の徹底を図るものである。

1-2. 定義

- 1) この原子力事業者防災業務計画では、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）を「原災法施行令」という。
- 2) この原子力事業者防災業務計画では、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省並びに経済産業省令第2号）を「通報事象等規則」という。
- 3) この原子力事業者防災業務計画では、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省並びに経済産業省令第4号）を「防災業務計画等命令」という。
- 4) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年9月14日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）を「原子力規制委員会規則・国土交通省令」という。
- 5) 原子力災害対策指針で求められる緊急時活動レベル（E A L）に基づき、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれのある段階を「警戒事象」とし、以下の事象を指す。
 - ① 茨城県において、震度6弱以上の地震が発生した場合
 - ② 茨城県において、大津波警報が発令された場合
 - ③ 原子炉施設以外に起因する事象により、環境への有意な放射性物質の放出又はその恐れがある場合
 - ④ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等
 - ⑤ その他原子力規制委員長が原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

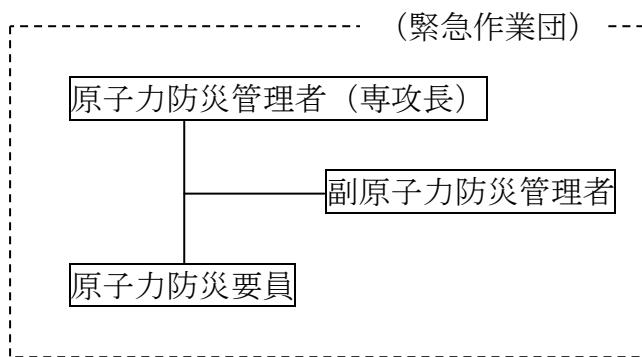
1-3. 遵守

専攻に所属するものは、この原子力事業者防災業務計画を誠実に履行するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び東海村地域防災計画（原子力災害対策編）に原子力事業者の責務として定められる事項を遵守するものとする。

2. 組織

2-1. 原子力防災組織（原災法第8条第1項）

- 1) 専攻に係る原子力防災組織は、別途、原子炉施設保安規定第61条及び核燃料物質の使用に係る保安規定第30条に定められる緊急作業団組織をもって充てるものとし、原子力防災管理者（専攻長）の命令により発動又は解除されるものである。
- 2) 原子力防災組織としては、以下に掲げる組織とする。緊急作業団組織との対応については、2-2. 項から2-4. 項に定める通りとする。



- 3) 原子力防災組織として必要な業務は、通常の組織として行われる研究、業務活動に優先して行われるものとする。

2-2. 原子力防災管理者（原災法第9条第1項）

- 1) 原子力防災管理者は、緊急作業団長（専攻長）をもって充てるものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括する。
- 3) 原子力防災管理者は、以下の職務を行わなければならない。
 - ① 東海村で震度5弱以上の地震が発生した場合、原子力施設の点検を行い、情報を収集する。
 - ② 警戒事象が確認された場合に、緊急作業団に災害防護活動を行うよう命令を発する。
 - ③ 原災法第10条第1項に基づく通報
 - ④ 原災法第25条第1項に基づく原子力災害の発生又は拡大防止のため必要な応急措置
- 4) 原子力防災管理者は、以下に掲げる事項について国、茨城県、東海村及びその他の関係機関と平常時から茨城県原子力防災連絡協議会等を通じて密接な連携を図るものとする。
 - ① 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び東海村地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、修正に関すること。
 - ② ①に基づく住民の避難計画等の作成への協力に関すること。
 - ③ 地域ごとの防災訓練の実施に関すること。

- ④ 緊急事態応急対策拠点施設(茨城県原子力オフサイトセンター)(以下「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用に関すること及びオフサイトセンターの運営要領の作成への協力に関すること。
 - ⑤ 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等に関すること。
- ⑥ 原子力防災管理者は、原災法第32条に基づき、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、茨城県知事又は東海村長から事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応する。
- 5) 専攻長は、原子力防災管理者の選任又は解任を行った場合には、選任又は解任の日から7日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に本学総長を通じ届け出るための手続きを直ちに開始するものとする。

2－3. 副原子力防災管理者（原災法第9条第3項）

- 1) 副原子力防災管理者は、緊急作業団副団長（主査）及び緊急作業団内の緊急時対応センター配属の教授、准教授、講師をもって充てるものとする。
- 2) 副原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する。
- 3) 原子力防災管理者は、緊急作業団の団長代行の順位に従って、複数の副原子力防災管理者の中から専任の副原子力防災管理者を指名するものとする。
- 4) 原子力防災管理者が専攻内にいないときは、専任の副原子力防災管理者が原子力防災組織を統括する。
- 5) 専任の副原子力防災管理者を除く副原子力防災管理者は、2－4. 項に定められる原子力防災要員を兼ねるものとする。
- 6) 専攻長は、副原子力防災管理者の選任又は解任を行った場合には、選任又は解任の日から7日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に本学総長を通じ届け出るための手続きを直ちに開始するものとする。

2－4. 原子力防災要員（原災法第8条第3項）

- 1) 原子力防災要員は、専任の副原子力防災管理者を除く緊急作業団配属の教職員（教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、一般職員及び非常勤職員）をもって充てるものとする。
- 2) 原子力防災要員の業務分担は、別表1に掲げる通りとする。但し、夜間休日等で現員に不足のある場合には、兼任を妨げない。
- 3) 専攻長は、原子力防災要員を置いたときには、その現況について、当該原子力防災要員を置いた日から7日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に本学総長を通じ届け出るための手続きを直ちに開始するものとする。これを変更した場合も同様とする。

2－5．原子力防災要員に対する防災教育

- 1) 原子力防災管理者は、専攻に新たに配属された者に対し、その都度、原子力防災要員とするために必要な原災法（原災法施行令及び同関係省令を含む。）、茨城県及び東海村が策定する地域防災計画並びに専攻に係る原子力事業者防災業務計画についての教育を実施するものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、年1回以上の頻度で原子力防災要員全員に対する防災教育を実施するものとする。
- 3) 原子力防災管理者は、環境放射線モニタリングのための設備及び機器類の導入、更新、改造等を行った場合には、緊急作業団の放射線管理担当の職員他にそれらの取扱いに関する教育を実施するものとする。
- 4) 原子力防災管理者は、防災教育について評価を行い、必要に応じて改善を図らなければならない。

2－6．危機対策管理委員会

原子力事業者防災業務計画に係る事項を平常時に審議検討するために、専攻に危機対策管理委員会を置く。危機対策管理委員会の詳細については、別途委員会規程（制定平成17年4月1日）に定める。

3. 放射線測定設備等

3-1. 放射線測定設備の設置及び維持（原災法第11条第1項）

- 1) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備として、原子炉施設の放射線管理施設のうち環境モニタとして位置付けられているモニタリングポスト（2台）を設置する。
- 2) 前項の放射線測定設備をもって原災法第11条第1項に規定される放射線測定設備（以下「放射線測定設備」という。）とする。放射線測定設備の設置場所については、別図1の通りであり、測定器の種類及び計測範囲等を別表2に示す。
- 3) 放射線管理部長は、原子力防災管理者の指示のもと、放射線測定設備の校正を1ヶ年毎に、保守点検を半年毎にそれぞれおこなう。モニタリングポストの点検内容は、プラトー特性試験、アンプの設定値確認及び線源照射試験等とし、詳細は、原子炉施設保安規定第20条第2項適用の定期自主検査保守点検表の様式を用いて行う。

また、放射線測定設備の取扱方法は、別途定める放射線管理要員（原子炉運転班）マニュアルを参考にする。

- 4) 原子力防災管理者は、放射線管理部長を通じて、モニタリングポストについての巡視点検を毎日1回行う。巡視点検では、別表3に示す項目についてモニタリングポストの動作等に異常がないことを確認し、保安規定第19条における「弥生施設巡視点検記録」を準用する。
- 5) 原子力防災管理者は、前項による巡視点検の記録を最低1年間保管しなければならない。
- 6) 原子力防災管理者は、放射線測定器が故障した場合においては、速やかにその旨を関係機関に通報するとともに、放射線設備の補修を行うものとする。また、その結果について、所内にその旨を周知するものとする。
- 7) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を設置したときには、その現況について、当該設備を設置した日から7日以内に内閣総理大臣及び原子力規制委員会、茨城県知事並びに東海村長に本学総長を通じ届け出るための手続き（以下「現況届」という。）を直ちに開始するものとする。これを変更した場合も同様とする。
- 8) 原子力防災管理者は、現況届に併せて、原災法第11条第5項に定められる原子力規制委員会が行う検査を受けるための申請を本学総長を通じ、手続きを行うものとする。

3-2. 放射線測定設備により検出された放射線量の記録と公表

（原災法第11条第7項）

- 1) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を用いて γ 線の強さを測定し、瞬間値を打点式記録計に継続して記録し、併せて2分間の積算値と平均値を継続して測定し、電子的な記録媒体に最低1年間分を保存するものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、茨城県及び東海村に前項の放射線測定設備による測定結果を報告するものとする。

- 3) 原子力防災管理者は、専攻正門に設けられる専用表示盤を用いて、放射線測定設備の測定値（2分間の平均値）を気象観測データやその他の放射線観測データとともに継続して表示し、公表するものとする。又、専攻以外の者を含む閲覧の求めに応じて、電子的な記録媒体の記録に基づく放射線量を閲覧に供するものとする。
- 4) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報等を提供するための設備等を整備し、維持するものとする。

3-3. 放射線測定設備以外の設備と記録の公表

- 1) 原災法第11条第1項の規定に基づくその他の防災のための設備としては、以下を挙げる。
- ① 原子力防災管理者は、原子炉施設の気体状放射性廃棄物廃棄施設が稼動している場合にあっては、原子炉施設の排気筒における排気中の放射性物質濃度を、原子炉施設の放射線管理施設のうちガスダストモニタとして位置付けられているスタック系ガスマニタ並びに同ダストモニタ各1台により継続して測定するものとする。
- ② 原子力防災管理者は、原子炉棟屋上に高線量対応の γ 線測定用測定器（以下「モニタリングチャネル1、2」という。）2台を設置し、継続して測定するものとする。
- ③ 原子力防災管理者は、夜間、休日等にあって中性子線測定用可搬式測定器で中性子線の測定を速やかに開始することが困難な場合に備えて、中性子線測定用測定器（以下「モニタリングチャネル3」という。）を原子炉棟屋上に設置し、継続して測定するものとする。
- ④ 原子力防災管理者は、気象観測系機器を設置する。近隣の原子炉施設も含め異常放出等が生じた場合には、気象観測データをおさえておくことが重要となることから、法令で求められる大気温度、風速風向、降雨量の連続記録の他、気圧、湿度、日射量、放射収支量を加え、これら気象データのオンライン計算処理後に、専用記録計に記録する。
- 2) 前項①～④に掲げるその他の防災のための設備の設置場所を別図1に、測定器の種類及び計測範囲等を別表2に示す。
- 3) その他の防災のための設備についての保守点検は、気象観測装置を除くモニタリングチャネル及びガスダスト濃度モニタについて、線源校正と特性検査を半年に1回の頻度で、原子力防災管理者が行う。また、これらの保守記録を保管しなければならない。
- 4) 原子力防災管理者は、その他の防災のための設備について、毎日1回巡回点検しなければならない。この巡回点検結果を「機器各日巡回点検表」に記録して最低1年間保管するものとする。巡回内容については、別表3に示す。

- 5) その他の防災のための設備が故障した場合においては、速やかに補修を行うものとする。
- 6) 原子力防災管理者は、専攻正門受付に設けられている専用表示盤を用いて、気象観測データやその他の放射線観測データとともに継続して表示し、公表するものとする。又、専攻以外の者を含む閲覧の求めに応じて、電子的な記録媒体の記録に基づく放射線量を閲覧に供するものとする。
- 7) 原子力防災管理者は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生に起因して、排気筒等通常時に施設の外部に放射性物質の放出が行われる場所以外の場所において閉じこめ機能の異常が発生した場合には、速やかにその場所の放射線量又は放射能濃度の測定を別表1の項番4に掲げる原子力防災要員に命ずるものとする。

4．原子力防災資機材（原災法第 11 条第 2 項）及び緊急被ばく医療設備

4－1．原子力防災資機材の備え付け

- 1) 原子力防災管理者は、別表 4 に掲げる原子力防災資機材を少なくとも防災業務計画等命令第 4 条第 1 項に定められる数量以上、専攻に備え付けておくものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を専攻に備え付けたときには、その現況について、当該資機材を備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣及び原子力規制委員会、茨城県知事並びに東海村長に本学総長を通じ届け出るための手続きを直ちに開始するものとする。又、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに同様に届け出るための手続きを行うものとする。

4－2．原子力防災資機材の保守点検

- 1) 別表 4 に掲げる原子力防災資機材の保守点検は、専攻防災安全マニュアルに定められる防火防災管理責任組織の中の原子力防災資機材の検査班が同マニュアル別表 3 に掲げる様式に基づき最低 6 ヶ月ごとに 1 回実施し、その都度、保守点検結果を原子力防災管理者に報告するものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、前項の報告を受けた結果、必要に応じて防災資機材の補充ないし補修並びに見直しを行う。

4－3．緊急被ばく医療設備

原子力防災管理者は、ヨウ素剤他の医療品の確保及び教職員等に対する放射線測定、汚染の除去及び応急措置に必要な資機材の整備を図るものとする。また、教職員等の救急医療を確保するために予め近隣の医療機関等に協力を求めておくものとする。

5. 防災訓練の実施

- 1) 原子力防災管理者は、年1回以上の頻度で、原子力防災組織としての防災訓練（動員訓練、通報訓練、応急措置訓練（災害の拡大防止、放射線測定、除染、救助、避難誘導等の訓練））を実施するものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、前項の防災訓練を実施するにあたっては、原災法第30条第2項の定めに従い、原子力防災専門官からの指導及び助言を受け計画等を策定しなければならない。
- 3) 原子力防災管理者は、必要に応じ、1)項の防災訓練の実施に際して原子力規制委員会、茨城県並びに東海村の協力を仰ぐものとする。
- 4) 原子力防災管理者は、国、茨城県、東海村がそれぞれ、又は共同で防災訓練を実施するときには、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の提供その他必要な措置を講じるものとする。
- 5) 原子力防災管理者は、訓練について評価を行い、必要に応じて改善を図らなければならない。
- 6) 原子力防災管理者は、訓練の結果を原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6. 通報（原災法第10条第1項）及び経過の連絡

6-1. 通報に係る特定事象（防災業務計画等命令第2条第1項第9号）

専攻における通報に係る特定事象は、以下に掲げるものとする。

- 1) 警戒事象が確認された場合
- 2) 3-1. 1) 項の放射線測定設備で、以下に掲げる放射線量が検出された場合。
 - ① $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の γ 線の放射線量が検出された場合。但し、落雷の影響によるものであることが明らかである場合、その他通報事象等規則第3条の2で定められている場合を除く。
 - ② 2地点とも $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満の γ 線の放射線量である場合にあって、1又は2地点で $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の γ 線の放射線量が検出された場合で、別表4に掲げる中性子線測定用可搬式測定器（3-3. 1）③項の原子炉棟屋上に設置のものを含む。）で検出された中性子線の放射線量（瞬間値）との合計として $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合。
- 3) 3-3. 1) ①項のスタック系ガスモニタ並びに同ダストモニタで、以下に掲げる放射能濃度又は放射能が検出された場合。
 - ① スタック系ガスモニタで $7.4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ (10cps) 以上の放射能濃度が 10分以上継続して検出された場合。
 - ② スタック系ダストモニタで $7.3 \times 10^4 \text{Bq}$ (4000cps) 以上の放射能が検出された場合。
- 4) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、専攻の管理区域外の場所（排気筒を除く。）において、以下に掲げる放射線量又は放射性物質が検出された場合。
 - ① $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が 10分以上継続して検出された場合。
 - ② $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして、通報事象等規則第6条第2項の各号に定められる空気中の放射性物質の濃度以上の放射性物質が検出された場合。

但し、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難な場合にあって、その状況にかんがみて①項の放射線量又は管理区域に係る空気中の放射性物質の濃度が検出される蓋然性が高い場合は、①項又は②項の放射線量又は放射性物質が検出されたものとみなす。
- 5) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生に起因して、事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合。

但し、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量の測定が困難な場合にあって、その状況にかんがみて $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合は、放射線量が検出されたものとみなす。

- 6) 専攻において、原子力緊急事態に至る可能性のある事象として、通報事象等規則第7条第1項の各号並びに原子力規制委員会規則・国土交通省令第3条に掲げられる事象に該当する以下に掲げる事象が発生した場合。

- ① 専攻（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状管理、質量管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
 - ② 火災、爆発その他これらに類する事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又はその蓋然性が高い状態にあること。
- 5) 原子力緊急事態の発生を示す事象として、原災法施行令第6条第4項第3号並びに同第4号に掲げられる事象に該当する以下に掲げる事象が発生した場合。
- ① 専攻（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。

6－2. 通報及び経過の連絡

1) 原子力防災管理者は、専攻において6－1. 項に掲げる特定事象が発生したとの通報を受け、又は自ら発見した場合には、直ちに原災法第10条第1項の定めに基づき内閣総理大臣及び原子力規制委員会、茨城県知事並びに東海村長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに茨城県知事及び東海村長）に通報するとともに、併せてその他の関係機関へも通報するものとする。

2) 具体的通報先は、別図2に掲げる通りとする。又、各通報先に対しては、ファクシミリ装置を用いて一斉送信するものとし、送信した旨を直ちに電話により口頭連絡するものとする。

なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、通報先に対し確認するものとする。

3) 原子力防災管理者は、発生した特定事象の推移に従って、特定事象が終息するまでの間、適宜経過の連絡を1)の通報先に行うものとする。特に原子力緊急事態に該当しない特定事象の発生にあって、当該特定事象の推移の結果、原子力緊急事態に該当する事態に至った場合には、速やかに事態の変化についての連絡を1) 項の通報先に行うものとする。

- ① 6－1. 2) ①項で検出された放射線量が、2地点において同時に検出又はいずれかの1地点において10分間以上継続して検出された場合
- ② 6－1. 3) 項に掲げる事象が発生した場合
- ③ 6－1. 4) ①項で検出された放射線量が、5mSv/h 以上で10分間以上継続して検出された場合又は検出される蓋然性が高い場合
- ④ 6－1. 4) ②項で検出された放射性物質の濃度が、通報事象等規則第6条第2項の各号に定められる基準の100倍以上検出された場合又は検出される蓋然性が高い場合
- ⑤ 6－1. 5) 項で検出された放射線量が、10mSv/h 以上検出された場合又は検出される蓋然性が高い場合
- ⑥ 6－1. 7) 項に掲げる事象が発生した場合

4) 原子力防災管理者は、特定事象の発生及び特定事象の経過の連絡結果について、通報したファクシミリを記録として保存しておく。

7. 応急措置の実施とその報告（原災法第25条）

- 1) 原子力防災管理者は、専攻において、6-1. 項に掲げる特定事象が発生した場合には、直ちに2-1. 項に定める原子力防災組織に2) 項に掲げる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- 2) 原子力防災組織は、以下に掲げる応急措置を行うものとする。
 - ① 原子力防災要員の動員に係る措置。
 - ② 発生事象の把握と拡大防止に係る現場での措置。
 - ③ 施設及び設備の整備並びに点検。
 - ④ 故障設備の応急復旧。
 - ⑤ 被災者の救助と緊急医療に係る措置。
 - ⑥ 放出予測の実施に係る措置。
 - ⑦ 放射線等の継続的な測定に係る措置。
 - ⑧ 従業者等の避難誘導と事業所内の警備に係る措置。
 - ⑨ 事業所外を含む通報連絡と定期的な広報に係る措置。
 - ⑩ 茨城県及び東海村への人員の派遣。
 - ⑪ オフサイトセンターへの人員（副原子力防災管理者）の派遣に係る措置。
 - ⑫ その他、原子力防災管理者が必要とする措置。
- 3) 前項⑤の被災者の救助と緊急医療としては、以下に掲げる事項を行うものとする。
 - ① 負傷者及び被ばく者又はその恐れのある者がいる場合には、それらの者を放射線の影響の少ない場所に速やかに救出・移動する。
 - ② 負傷者については、可能な限り応急措置を講じる。また、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を伴う傷病者については、汚染の測定と除染等の措置を施すとともに、初期被ばく医療に際しては、緊急被ばく医療体制に関する覚書（茨城県、茨城県医師会及び専攻の3者）に基づく緊急被ばく医療に関する契約書（医療機関と専攻の契約書）に従い、契約先の医療機関への移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。移送の際は、原子力防災組織の中で放射線管理担当者を指名し、同行させる等の必要な措置を講じる。また、2次被ばく医療以上の措置が必要な場合には、これらの医療に係る指定医療機関に対し同様の措置を講じる。

- 4) 原子力防災管理者は、2) 項の応急措置の概要と原子力緊急事態に相当する事態の発生であるか否か等について、速やかに原災法第25条第2項の定めに基づき内閣総理大臣及び原子力規制委員会、茨城県知事並びに東海村長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに茨城県知事及び東海村長）にファクシミリ及び電話により報告するとともに、併せてその他の関係機関へも報告するものとする。
- 5) 原子力防災管理者は、応急措置の実施に際しては常に原子力緊急事態に相当する事態であるか否かを明らかにしておくものとする。
- 6) 原子力防災管理者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合には、速やかに対応するものとする。

8. 緊急事態応急対策の実施

(原災法第 23 条第 3 項、第 26 条第 2 項並びに同第 3 項)

- 1) 原子力防災管理者は、原災法第 23 条第 1 項に定められる原子力災害合同対策協議会（以下「対策協議会」という。）が必要と認めた場合には、別表 1 の項番 2 に掲げる者の中から対策協議会に加わるものを指名し、これに加わらせるものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、前項の原子力災害合同対策協議会において共有された情報を周知するとともに、要請事項について対応するものとする。
- 3) 原子力防災管理者は、専攻に起因して原災法第 15 条第 2 項による原子力緊急事態宣言がなされた場合には、同法第 17 条第 10 項による原子力災害現地対策本部の設置場所であるオフサイトセンターの立上げに協力しなければならない。
- 4) 原子力防災管理者は、原災法第 26 条第 2 項に定められる各機関の長から要請又は指示を受けた場合には、同条第 1 項の各号に定められる緊急事態応急対策の実施に関する必要な措置を講じるものとする。
- 5) 原子力防災管理者は、原災法第 26 条第 3 項の定めに従って、緊急事態応急対策のために原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与（事故の状況に応じ可能な限りにおいて緊急被ばく医療（スクリーニング）に協力することを含む。）その他必要な措置を講じるものとする。
- 6) 原子力防災管理者は、関係機関に貸与する原子力防災資機材について不足等が認められた場合には、他の原子力事業者に協力要請をしなければならない。
- 7) 原子力防災管理者は、専攻に起因する原子力緊急事態に際しオフサイトセンターが立上がる前の初期段階において周辺住民の避難等が必要と判断した場合には、直ちに茨城県及び東海村に対し住民の避難に関する措置の要請を行うものとする。

9. 原子力災害事後対策の実施（原災法第27条第2項並びに同第3項）

- 1) 原子力防災管理者は、原災法第27条第2項に定められる各機関の長から要請又は指示を受けた場合には、同条第1項の各号に定められる原子力災害事後対策の実施に関する必要な措置を講じるものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、原災法第27条第3項の定めに従って、原子力災害事後対策のために原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じるものとする。
- 3) 原子力防災管理者は、関係機関に貸与する原子力防災資機材について不足等が認められた場合には、他の原子力事業者に協力要請をしなければならない。
- 4) 原子力防災管理者は、専攻に起因する原子力災害に対し、周辺住民他が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）等に基づき損害賠償請求等を行う際の対応窓口等に関する必要な措置を講じるものとする。

10. 緊急事態解除宣言後の措置

- 1) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態解除宣言以降における原子力災害の拡大防止または原子力災害の復旧を図るための対策を実施する際には、以下に掲げる内容を含む復旧計画を策定するものとする。
 - ① 復旧項目
 - ② 復旧項目の内容
 - ③ 復旧項目の実施担当者
 - ④ 復旧に係る工程
- 2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、茨城県知事並びに東海村長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに茨城県知事及び東海村長）に対して復旧計画を提出するとともに、復旧状況を報告するものとする。
- 3) 原子力防災管理者は、災害発生原因の究明を行い、再発防止対策を実施するものとする。
- 4) 原子力防災管理者は、8.1) 項に規定する者を、解除宣言後の原子力災害合同対策協議会に引き続き参加させるものとする。
- 5) 原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会において共有された情報を周知するとともに、要請事項について対応するものとする。

11. 他の原子力事業者への協力

- 1) 原子力防災管理者は、他の原子力事業者から当該事業所での特定事象等の発生に際して協力要請がある場合には、別途、原子力事業所間で平成12年1月20日付で締結している原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）に基づく緊急事態協力活動要領に従って、協力をを行うものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、他の原子力事業者の事業所での特定事象等の発生に際して国、茨城県及び東海村から当該事態に対する対応に関し緊急時モニタリングの実施、避難者（災害弱者を含む。）の搬送・誘導、人員及び資機材の提供等（緊急時医療（スクリーニング）に協力することを含む。）の協力の要請を受けた場合には、対応可能な範囲内でこれに協力するものとする。

12. 書類又は図面の整備（原災法第12条第4項）

- 1) 原子力防災管理者は、専攻に係る以下に掲げる書類又は図面を原子炉本部長並びに放射線管理室長に整備させておくものとする。
 - ① 東京大学原子炉に係る廃止措置計画申請書
 - ② 原子炉設置変更承認申請書
 - ③ 核燃料物質使用変更承認申請書
 - ④ 原子炉施設の設計及び工事の方法承認申請書並びに同添付図面
 - ⑤ 原子炉施設保安規定並びにその下部要領
 - ⑥ 核燃料物質の使用に係る保安規定並びにその下部要領
 - ⑦ 事業所敷地と主要な建家及び排気筒の配置図面
 - ⑧ 管理区域、周辺監視区域等の区域設定図面
 - ⑨ 放射線監視設備等の配置図面
 - ⑩ その他、原子力防災管理者が必要とする書類又は図面
- 2) 原子力防災管理者は、原災法第12条第4項の定めに従って、以下に掲げる資料を本学総長を通じ内閣総理大臣に提出するための手続きを行うものとする。又、提出した資料の内容を変更した場合も同様とする。
 - ① 本原子力事業者防災業務計画
 - ② 原子炉設置変更承認申請書に基づく原子炉施設の構造等を記載した書類
 - ③ 核燃料物質使用変更承認申請書に基づく使用施設の構造等を記載した書類
 - ④ 原子炉施設保安規定の写し
 - ⑤ 核燃料物質の使用に係る保安規定の写し
 - ⑥ 原子力事業所の施設の配置図
- 3) 原子力防災管理者は、年1回以上の頻度で1) 項で整備された書類又は図面について、最新の版で適切に管理されていることを確認するものとする。

13. 原子力事業者防災業務計画の修正ないし改訂

(原災法第7条第1項、同第2項並びに同第3項)

- 1) 原子力防災管理者は、原災法第7条第1項の定めに従い、毎年、本原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要な場合にはこれを修正するものとする。又、その検討結果について、修正の有無にかかわらず、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長並びに原子力防災専門官へ毎年事前に連絡するものとする。
- 2) 原子力防災管理者は、本原子力事業者防災業務計画を修正ないし改訂する場合には、原子力防災専門官の指導及び助言を受けるとともに、原災法施行令第2条第1項の定めに従って、修正ないし改訂しようとする日の60日前までに本学総長を通じ茨城県知事及び東海村長に修正ないし改訂後の本原子力事業者防災業務計画の案を提出し、協議するための手続きを行うものとする。
- 3) 原子力防災管理者は、本原子力事業者防災業務計画を修正ないし改訂した場合には、速やかに本学総長を通じ内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出る手続きを開始するとともに、修正ないし改訂した要旨を報道機関等を通じ公表するものとする。また内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出たものの写し及び修正ないし改訂した要旨を茨城県及び東海村へ提出するものとする。

(作成日及び修正日)

1. この原子力事業者防災業務計画は、平成 12 年 6 月 26 日付で作成する。
2. この原子力事業者防災業務計画は、平成 13 年 7 月 19 日付で修正する。
3. この原子力事業者防災業務計画は、平成 14 年 6 月 14 日付で修正する。
4. この原子力事業者防災業務計画は、平成 15 年 6 月 12 日付で修正する。
5. この原子力事業者防災業務計画は、平成 16 年 6 月 30 日付で修正する。
6. この原子力事業者防災業務計画は、平成 17 年 4 月 1 日付で修正する。
7. この原子力事業者防災業務計画は、平成 19 年 8 月 1 日付で修正する。
8. この原子力事業者防災業務計画は、平成 20 年 7 月 1 日付で修正する。
9. この原子力事業者防災業務計画は、平成 25 年 3 月 18 日付で修正する。
10. この原子力事業者防災業務計画は、平成 26 年 1 月 17 日付で修正する。

別表1 原子力防災要員の業務分担

項目番号	通報事象等規則第2条第1項で指定される業務	緊急作業団内での担当部署	該当する原子力防災要員の最低員数
1	特定事象（防災業務計画等命令第2条第1項第9号）が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	緊急時対応センター オフサイトセンター 原子力規制庁 緊急時対応センター	2
2	原子力災害合同対策協議会（原災法第23条）における原子力緊急事態（原災法第2条第1項第2号）に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策（同第5号）及び原子力災害事後対策（同第7号）についての相互の協力		2
3	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報		2
4	原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発災現場対応部隊	2
5	原子力災害（原災法第2条第1項第1号）の発生又は拡大の防止のための措置の実施		2
6	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧		2
7	放射性物質による汚染の除去		2
8	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施		2
9	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送		2
10	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導		2
			20

注) 1. 員数に兼任者はいない。

別表2 放射線測定設備及びその他の防災のための設備概要

設備区分	設備番号※	名 称	測定場所	計測対象	計測範囲	検出器
放 射 線 測 定 設 備	①	モニタリングポスト1	地表面近傍	γ 線	B. G. $\sim 10 \mu\text{Gy/h}$	NaI シンチ
	②	モニタリングポスト2			B. G. $\sim 10 \mu\text{Gy/h}$	NaI シンチ
その他の 防災のための 設 備	③	モニタリングチャネル1	原子炉棟屋上	γ 線	B. G. $\sim 100\text{mGy/h}$	NaI シンチ+SSD
	④	モニタリングチャネル2			B. G. $\sim 100\text{mGy/h}$	NaI シンチ+SSD
	⑤	モニタリングチャネル3		中性子線	B. G. $\sim 10\text{mSv/h}$	レムカウンタ
	⑥	温度計		大気温度	-40~60°C	複合気象観測装置
	⑥	風向風速計		風向	0~360°	
				風速	0~50m/s	
	⑦	雨量計	研究棟屋上	降雨量(積雪量)	0~60mm	転倒ます型
	⑧	スタックガスマニタ	排気監視室	放射性ガス濃度	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	NaI シンチ
		スタックダストモニタ		放射線ダスト濃度	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	GM 管

※設置場所は別図1に示す。

別表3 放射線測定設備及びその他の防災のための設備に係る巡回点検

設備名称		頻 度	内 容
放 射 線 測 定 設 備	モニタリングポスト1、2	毎日1回	アラームランプ及びトラブルランプが、全て点灯していないこと。
			HVのON/OFFランプが、ONであること。
			レコーダ記録紙の残りが、確保されていること。
その他の 防災のための 設 備	モニタリングチャネル1、2、3	毎日1回	記録計に測定値が連続記録されていること。
			正常に稼働していること。
	複合気象観測装置	毎日1回	記録計（2台）に測定値が連続記録されていること。
	スタック系 ガス・ダストモニタ	毎日1回	正常に稼働していること。
			警報、故障ランプが消灯していること。
			動作ランプが点灯していること。
			高圧電源が規定値に設定されていること。

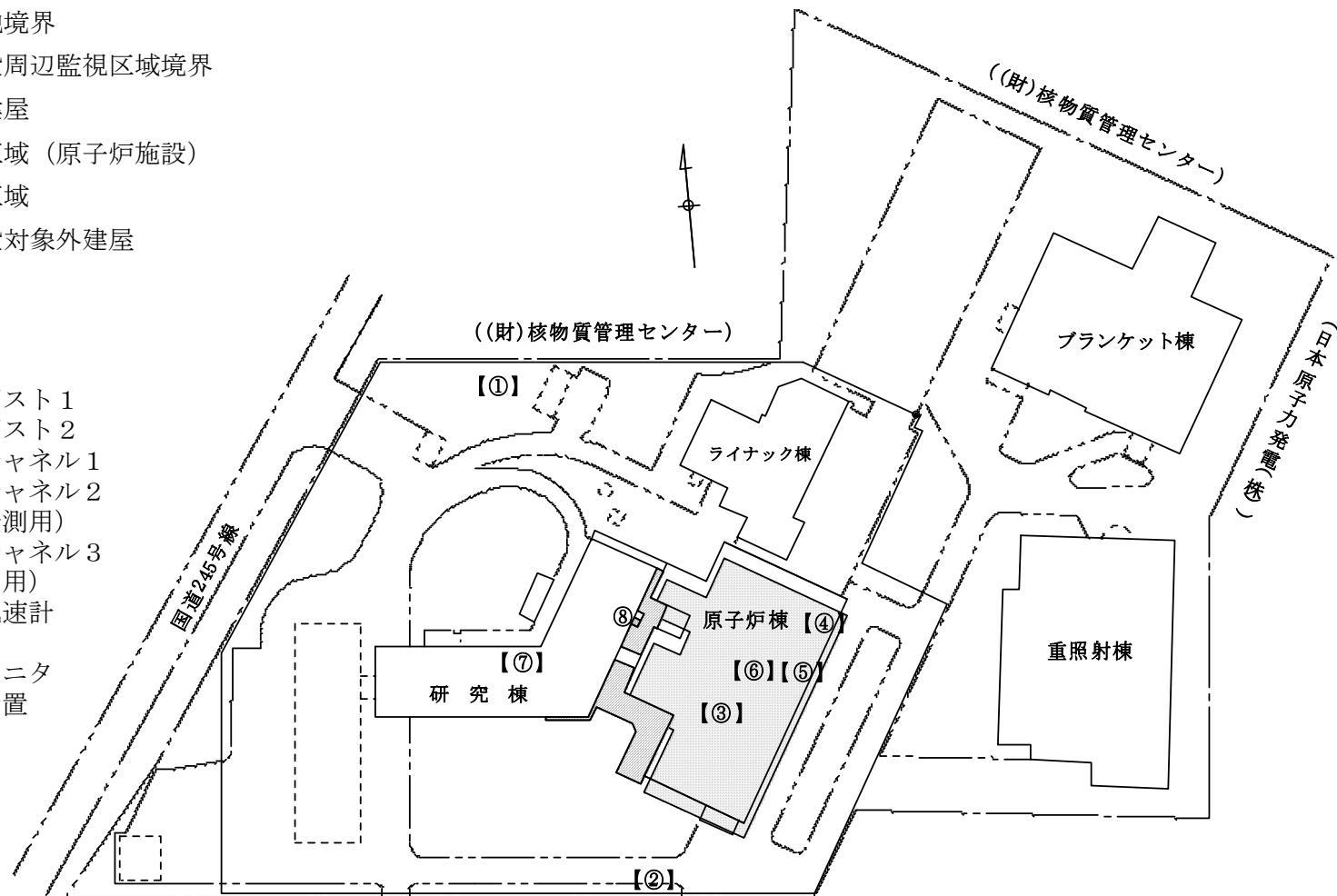
別表4 原子力防災資機材

資機材区分	資機材機能又は品名	必要数量 ^{注)}	主な保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	別表1の項番4から10までの原子力防災要員の数以上(14個以上)	防災資機材保管庫
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク(交換用のものを含む。)	別表1の項番5の原子力防災要員の数以上(2個以上)	防災資機材保管庫他
	フィルター付防護マスク	別表1の項番4から10までの原子力防災要員の数以上(14個以上)	防災資機材保管庫
非常用通信機器	緊急時電話回線	1回線以上	炉制御室
	ファクシミリ装置	1台以上	炉制御室、コピー室
	携帯電話等 (簡易無線機を含む。)	別表1の項番4から10までの業務ごとに1台以上(7台以上)	教員他携帯、炉制御室
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	スタックに1台以上	排気監視室、炉制御室
	γ線測定用サーベイメータ	4台以上	原子炉棟屋上、汚染検査室
	中性子線測定用サーベイメータ	2台以上	防災資機材保管庫、原子炉棟屋上
	空間放射線積算線量計	4個以上	屋外に設置
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台以上	防災資機材保管庫、汚染検査室
	可搬式ダスト測定サンプラ	4台以上	防災資機材保管庫、保物準備室
	同上用測定器	1台以上	保物準備室
	可搬式放射性ヨウ素測定サンプラ	2台以上	防災資機材保管庫
	同上用測定器	1台以上	保物準備室
	個人用外部被ばく線量測定器 (ガラスバッジとTLDの合計数)	原子力防災要員の数以上(20台以上)	GB:放射線業務従事者、 TLD:放管受付
その他資機材	ヨウ素剤	原子力防災要員の数に10を乗じた数以上(200錠以上)	防災資機材保管庫
	担架	1台以上	炉室迷路部
	除染用具	1式以上	汚染検査室
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台以上	車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式以上	中庭側屋外

注) 防災業務計画等命令第4条に定められる

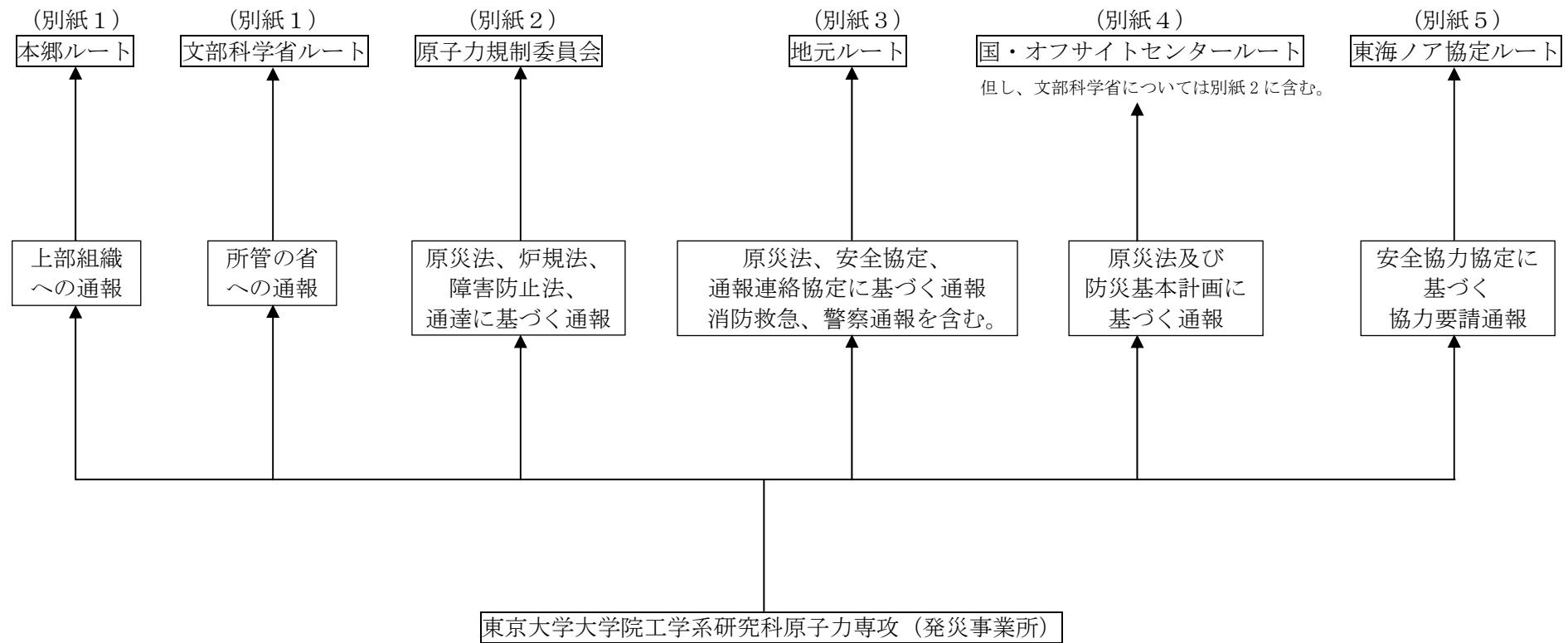
——— 事業所敷地境界
 ——— 原子炉施設周辺監視区域境界
 □ 専攻施設建屋
 ▨ 屋外管理区域（原子炉施設）
 ▨ 屋外保全区域
 -·--- 原子炉施設対象外建屋
 ——— 土盛り

- ①：モニタリングポスト 1
- ②：モニタリングポスト 2
- ③：モニタリングチャネル 1
- ④：モニタリングチャネル 2
 (③④ γ線計測用)
- ⑤：モニタリングチャネル 3
 (中性子計測用)
- ⑥：温度計・風向風速計
- ⑦：雨量計
- ⑧：ガス・ダストモニタ
- 【 】は、屋外に設置



(日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所)

別図 1 事業所敷地境界と放射線測定設備配置場所



別図2 事故・故障、原災法特定事象及び緊急事態発生時の外部通報連絡に係るルート図

事故・故障、原災法特定事象及び緊急事態発生時の
外部通報連絡に係るルート図 別紙 1

本郷、文部科学省ルート						
区分	連絡先	時間帯	電話番号	Fax. 番号	連絡担当者	
全て	工学系研究科 施設管理チーム (防災センター)	定時内	省略	省略	主査 係長(総務)	
		定時外	省略			
	工学系研究科 安全衛生管理室	定時内	省略	省略		
		定時外	省略			
	環境安全本部	定時内	省略	省略		
		定時外	省略			
火災	事務局学生部学生課	指定なし	省略	必要なし		
全て	放射線安全部会 部会長	定時内	省略	准教授 2	教授 2	
		定時外	省略			
文部科学省	研究振興局 学術機関課	定時外	省略	省略	教授 2	

事故・故障、原災法特定事象及び緊急事態発生時の
外部通報連絡に係るルート図 別紙2

原子力規制委員会（NRA）ルート							
区分	連絡先		時間帯	電話番号・ 電子メール	Fax. 番号	連絡担当者	
炉 ・ 核	原子力規制 府 (NSR) 本 庁	原子力防災課 事故対処室	勤務時間内	省略	省略	教授1 講師1	
			勤務時間外	省略			
RI	原子力規制 府 (NSR) 本 庁	原子力防災課 事故対処室	勤務時間内	省略	省略	教授1 講師1	
			勤務時間外	省略			
原 災 法	原子力規制 府 (NSR) 本 庁	原子力防災課	勤務時間内	省略	省略	教授1 講師1	
			勤務時間外	省略			
RI を 除 く 全 て	オフサイトセンター内 NSR 東海・大洗原子力規制事務所 (ひたちなか市)		指定なし	省略	省略		
	NSR 東海・大洗原子力規制事務所 (東海村)		指定なし	省略	不要		

事故・故障、原災法特定事象及び緊急事態発生時の
外部通報連絡に係るルート図 別紙3

地元ルート							
区分	連絡先		時間帯	電話番号	Fax. 番号	連絡担当者	
炉 ・ 核 ・ RI ・ 原 災 法	県	生活環境部 原子力安全対策課	平日の 8:30~17:15 (夜間の早い時 間を含む。)	省略	省略	准教授 2 講師 1	
			勤務日の深夜	省略			
			休日	省略			
	防災・危機管理課	指定なし	省略	省略			
	原子力災害対策本部	指定なし	省略	省略			
	消防庁防災等応急室	指定なし	不要	省略			
	消防庁宿直室	指定なし	不要	省略			
	村	原子力安全対策課	勤務時間内	省略	省略		
			勤務時間外	省略			
	原子力災害対策本部	指定なし	省略	省略			
隣接 市町	日立市、常陸太田市、 那珂市、ひたちなか市	勤務時間内	省略	省略	准教授 2 講師 1 主査		
		勤務時間外	省略				
	水戸市、常陸大宮市	勤務時間内	省略	省略			
		勤務時間外	省略				
	ひたちなか・東海 広域事務組合 消防本部	指定なし	省略	省略			
	県警本部警備課	指定なし	省略	省略			
警察	ひたちなか西警察署		省略	省略			
	東海地区交番		省略	省略			
	茨城海上保安部警備救難課	指定なし	省略	省略			
病院	水戸労働基準監督署	指定なし	省略	省略	主査 係長 (総務)		
	緊急医療情報 コントロールセンター	指定なし	省略	/			
	茨城東病院		省略				
	久慈茅根病院		省略				
	日立総合病院		省略				
	大洗海岸病院		省略				
	水戸赤十字病院		省略				

事故・故障、原災法特定事象及び緊急事態発生時の
外部通報連絡に係るルート図 別紙4

国（除文部科学省）・オフサイトセンタールート					
区分	連絡先	時間帯	電話番号	Fax. 番号	連絡担当者
原災法	内閣官房	内閣情報集約センター	指定なし	省略	教授2
		内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)	平日 9:30～17:45	省略	
		勤務時間外		不要	
	内閣府	政策統括官 (防災担当) 付	平日 9:30～17:45	省略	
			勤務時間外 (宿日直室)	省略	
	国土交通省	海上保安庁 茨城海上保安部警備救難課	指定なし	省略	
		自動車交通局技術安全部 環境課 (陸上輸送の場合のみ)	平日 9:30～17:45	省略	
			勤務時間外	省略	
		海事局検査測度課 (海上輸送の場合のみ)	平日 9:30～17:45	省略	
			勤務時間外	省略	
		航空局技術部運航課 (航空輸送の場合のみ)	平日 9:30～17:45	省略	
			勤務時間外	省略	
	オフサイトセンター(現地)		指定なし	省略	

注)・表に記載の通報連絡先は、原災法及び防災基本計画に基づき原子力事業者が直接通報連絡することになっている省庁等。

事故・故障、原災法特定事象及び緊急事態発生時の
外部通報連絡に係るルート図 別紙5

東海ノア協定ルート					
区分	連絡先	時間帯	電話番号	Fax. 番号	連絡担当者
炉 ・ 核 ・ RI	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 東海研究開発センター 保安管理部長	勤務時間内	省略	省略	教授2